

直方市の一般廃棄物の受入延長について(報告)

1. 本市のごみ処理の広域連携に係る基本的な考え方について

本市では、地方拠点法に基づき周辺 17 市町で形成している『福岡県北東部地方拠点都市地域』における中核都市として、効率的な行政運営、地域の一体的な整備・振興、地域全体の環境保全・循環型社会構築に向け、次の三原則に適合していることを前提として、他都市からの依頼により、一般廃棄物の広域的な受入れを実施している。

三
原
則

- ・ 本市のごみ処理に支障が生じるものでないこと。
- ・ 本市と同等以上のリサイクル、減量努力を行うこと。
- ・ 本市と一体的な地域整備に取り組む信義、信頼関係が成り立っていること。

受入れにあたっては、本市との間で期間(7年間)を定めた基本協定を締結し、三原則に適合していることを毎年度確認した上で、当該年度の委託契約を締結している。

2. 直方市の一般廃棄物受入延長依頼について

直方市の一般廃棄物については、基本協定による受入処理を平成13年度に開始後、平成20年度に基本協定を更新して受入処理を継続しているが、今回、現基本協定に定める期間(平成20年度～26年度)の満了に伴い、直方市長職務代理人(直方市 副市長)及び直方市議会から、受入延長の依頼があった。

直方市の取組み状況が、本市の受入れ三原則に適合していることから、平成27年度以降について受入期間の延長を行うもの。

(1) 受入期間延長の内容

① 受入処理の概要

種 類	直方市の区域内から発生する一般廃棄物			
	可燃ごみ	粗大ごみ	ペットボトル	プラスチック製 容器包装
年間受入量	1.7万トン	50トン	60トン	140トン
受入単価	2万円/トン	3.1万円/トン	4.2万円/トン	4.4万円/トン
	(年間受託料:約3.5億円)			
受入施設	焼却工場 (皇后崎・日明・新門司)	粗大ごみ 资源化センター	かんびん资源化セ ンター(本城・日明)	プラスチック 资源化センター

※受入単価(可燃ごみ)は、本市のごみ焼却・埋立に直接要する経費(ごみ処理原価)を基礎とし、処理施設の運転に必要な公害監視体制、道路や下水道等の本市インフラ整備・維持経費等を勘案して、本市が算定。

今後、新規設備投資等による本市ごみ処理原価の変動を考慮し、適宜見直しを実施。

- ② 基本協定期間：平成27年4月1日から平成27年9月30日までの最長6カ月

（現在、直方市は市長不在のため、新・直方市長と協定を締結するまでの暫定協定とし、新・直方市長による体制の下で、7ヶ年の協定締結（平成27～33年度）について改めて協議することとする。

(2) 受入れ三原則の適合状況

① 本市のごみ処理に支障が生じるものでないこと

○ 受入予定量

直方市から受け入れる廃棄物は、本市施設の処理能力の範囲内で適正に処理できる量であり、本市ごみ処理に支障を生じない。

※〔可燃ごみ受入実績(H25)〕直方市 16,875トン（※本市の年間焼却量の3.6%）

○ 交通負荷

直方市が圧縮中継施設を整備し、大型車両（10トン）に積み替えて搬送（1日平均約10台）することにより、本市への搬送回数を削減。また、可能な限り都市高速道路、幹線道路を利用することにより、市街地の通行を回避。

② 本市と同等またはそれ以上のリサイクル、減量努力を実施していること

○ リサイクル：資源化物の分別・リサイクルの取組みは、本市と同等。

- ・平成19年度からプラスチック製容器包装の分別開始、今年度から古着のリサイクルを開始する等、本市の廃棄物施策と歩調を合わせた取組みを実施。

○ ごみ減量：経済的手法及び分別・リサイクルの充実による減量化対策を実施（家庭ごみ：64.8円/45L、かん・びん 64.8円/40L）

- ・家庭ごみ有料化前の平成9年度に比べ、家庭ごみを30.4%削減。（平成25年度）

③ 本市と一体的な地域整備、地域振興に取り組んでいくという信義・信頼関係が成り立っていること

- 小学校における環境教育授業、市職員による出前講座等において、本市に家庭ごみ処理を依頼していることについて、住民に周知。
- 資源ごみのリサイクルにエコタウンを活用（蛍光管、乾電池、小型家電、古着等）
- 小学校の社会見学で環境ミュージアムやエコタウンセンターを活用し、環境学習を実施。
- 北九州空港利用促進協議会に参加し、公務において北九州空港の優先利用を実施。

【 参 考 】

○ 他都市ごみの受入状況

◆可燃ごみ

団体名	受入期間	単価	年間受入量	年間受託料
直方市	[H13～H19 年度(7 ヵ年)]	2 万円/ トン	1.7 万トン	3.4 億円
	※受入期間延長 H20～H26 年度(7 ヵ年)			
	※今回延長 H27.4～H27. 9(6 ヶ月)			
行橋市・みやこ町 清掃施設組合 (行橋市・みやこ町)	H17～H23 年度(7 ヵ年)		2.7 万トン	5.4 億円
	※受入期間延長 H24～H30 年度(7 ヵ年)			
遠賀・中間地域 広域行政事務組合 (中間市・遠賀郡4町)	H19～H25 年度(7 ヵ年)		3.7 万トン	7.4 億円
	※受入期間延長 H26～H32 年度(7 ヵ年)			
計			8.1 万トン	16.2 億円

* 直方市のみ、この他に粗大ごみを受入処理。

* 受入期間は、基本的には7年間であるが、今回は暫定的に6ヶ月とする(資源化物も同様)。

◆ペットボトル・プラスチック製容器包装

団体名	受入期間	単価	年間受入量	年間受託料
直方市	[H26 年度に受入れ開始]	4.2 万円 トン	60トン	250 万円
	※今回延長 H27.4～H27. 9(6 ヶ月)			
	[H26 年度に受入れ開始]	4.4 万円 トン	140トン	620 万円
	※今回延長 H27.4～H27. 9(6 ヶ月)			
計			200トン	870 万円

○ 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律
(地方拠点法 平成4年5月29日)

福岡県北東部地方拠点都市地域(6市11町) (平成7年3月17日指定)

北九州市、直方市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、苅田町、みやこ町、吉富町、築上町、上毛町

(※下線部が、本市受入れ対象の市町)

<焼却> 直方市からの受入予定量は、年間約1.7万トン。
当該受入量を含めた本市工場の年間処理量は44.5万トン(H25年度)であり、本市年間焼却能力(約57万トン)の範囲内。

<破碎> 直方市からの受入予定量は、年間約50トン。
当該受入量を含めた本市破碎施設の年間処理量は1.4万トン(H25年度)であり、本市年間破碎能力(約5.4万トン)の範囲内。

<選別>

[ペットボトル] 直方市からの受入予定量は、年間約60トン。

当該受入予定量を含めた本市かんびん資源化センターの年間処理量(かん・びん・ペットボトルの合計)は1.1万トン(H25年度実績+受入予定量)であり、本市年間選別能力の(約3.1万トン)の範囲内

[プラスチック製容器包装] 直方市からの受入予定量は、年間約140トン。

当該受入予定量を含めた本市プラスチック資源化センターの年間処理量は0.8万トン(H25年度実績+受入予定量)であり、本市年間選別能力の(約1.6万トン)の範囲内